

第 1 3 7 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「3 5 万円」を「3 8 万円」に改める。

第 1 8 条の 3 の見出しを「(普通徴収に係る保険料の納期限等の特例)」に改め、同条第 1 項中「別に納期」を「別に納期限」に改める。

第 1 9 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1 世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、又は 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合における当該納付義務者に係る第 1 4 条の 4 若しくは第 1 5 条の 5 の額、第 1 5 条の 1 0 若しくは第 1 5 条の 1 3 の額、第 1 6 条の 2 の額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日（法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第 1 4 条の 4 若しくは第 1 5 条の 5 の額、第 1 5 条の 1 0 若しくは第 1 5 条の 1 3 の額、第 1 6 条の 2 の額又は次条各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第 6 条第 1 号から第 8

号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第24条第1項第2号中「間に限る。)」を「間に限る。以下「旧被扶養者」という。)の属する世帯の納付義務者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項第1号に該当する者に係る保険料の減免は、規則で定める期日までに申請され、これに基づき決定した保険料から適用し、同項第2号に該当する者に係る保険料の減免は、旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日以後の納期限に係る保険料から適用する。

附則第6条第1項中「附則第35条の3第13項」を「附則第35条の3第11項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第18条の3、第19条、第24条及び附則第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第1項の規定は、平成21年1月1日以後の出産から適用し、同日前までの出産については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第24条の規定は、平成20年度分の保険料から適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

出産育児一時金の額を引き上げるとともに、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。